（救命艇手規則の一部改正）

第十条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（救命艇手資格の認定） **第七条**　地方運輸局長は、次の各号の要件に適合する者であつて救命艇手としての業務を遂行する能力を有すると認められるものについて、法第百十八条第三項第二号の規定による救命艇手の資格の認定を行う。 一～三　（略） 四　次のいずれかに該当すること。 イ　（略） ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者（当該教科課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ハ～ホ　（略）	（救命艇手資格の認定） **第七条**　地方運輸局長は、次の各号の要件に適合する者であつて救命艇手としての業務を遂行する能力を有すると認められるものについて、法第百十八条第三項第二号の規定による救命艇手の資格の認定を行う。 一～三　（略） 四　次のいずれかに該当すること。 イ　（略） ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者 ハ～ホ　（略）

改正後		改正前	
一　（略）		一　（略）	
二　大学等において栄養又は衛生に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	一・二　（略）	二　大学等において栄養又は衛生に関する学科を修得して卒業した者	一・二　（略）
三・四　（略）		三・四　（略）	
三　食品衛生		三　食品衛生	
四　疾病予防	三　大学等において衛生又は保健に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）	四　疾病予防	三　大学等において衛生又は保健に関する学科を修得して卒業した者
	四・五　（略）		四・五　（略）
五　薬物	一～三　（略）	五　薬物	一～三　（略）
	四　大学等において衛生、保健又は薬物に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）		四　大学等において衛生、保健又は薬物に関する学科を修得して卒業した者
	五・六　（略）		五・六　（略）
六　労働衛生法規	一・二　（略）	六　労働衛生法規	一・二　（略）
	三　大学等において労働、衛生又は保健に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）		三　大学等において労働、衛生又は保健に関する学科を修得して卒業した者
	四・五　（略）		四・五　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）